

# 「戦争する国の人づくり」めざす「最終報告」を許さず、父母・国民と力を合わせ教育基本法改悪阻止の国民的たたかいを広げよう

—————与党教育基本法改正に関する協議会「最終報告」について（談話）—————

2006年4月14日

日本高等学校教職員組合 書記長 加門憲文

4月13日、自民党・公明党の「与党教育基本法改正に関する協議会」は、教育基本法の改悪内容について合意し、「教育基本法に盛り込むべき項目と内容について（最終報告）」を明らかにしました。今後、両党は党内手続きを経て、文部科学省が法案としての体裁をととのえ、4月末か5月初旬に政府提出法案として上程することをねらっています。

国の根幹にかかわる重要法案の内容を国民に一切知らせることなく密室で協議を行ない、一気に国会上程に持ち込み強行しようとする与党のやり方に断固抗議するとともに、法案化作業をただちに中止することを強く求めるものです。また、政権与党と一体に改悪作業をすすめてきた文部科学省も厳しく批判されるべきです。

「最終報告」は、「中間報告」（2004年6月）に対する国民的な批判を前に、表現や内容の部分的な手直しを行なっていますが、これまで日高教が批判してきたように、憲法改悪のたくらみと連動して、現行教育基本法の理念・原則を根底からくつがえすものになっています。

その第1は、全体を通じて、現行教育基本法における主権者としての国民像を“国家主義的国民像”に置き換えていることです。「我が国と郷土を愛する（愛国心）」をはじめ、「公共の精神」「道徳心」「伝統と文化を尊重」などが「国家及び社会の形成者として必要な資質」の内容とされ、めざすべき人格の基本に位置づけられています。これらは、本来内心の自由に属する事柄を法律でおしつける最悪の人権侵害にはかなりません。また、現行教育基本法の教育の目的に位置づけられている「真理と正義を愛し、個人の価値をたっぴ、勤労と責任を重んじ、自主的精神に満ちた・・・国民」は、「最終報告」では「真理を求める態度」などの徳目でしかなくなっています。こうした点は、自民党「新憲法草案」が示す「帰属する国や社会を・・・自ら支える責務」「公益及び公の秩序（の尊重）」にみごとに対応しています。親の子どもに対するしつけや、子どもの授業態度にまで口を出すにいたっては、現代版「教育勅語」そのものです。

第2は、国民の権利としての教育が姿を消し、国家や行政権力が教育を直接支配する「しかけ」を抜本的に強化していることです。まず、「教員」の項から現行の「全体の奉仕者」の位置づけをなくし、「教育行政」の項から現行の「国民全体に直接責任を負って」が削除され、代わりに「この法律及び他の法律により」が挿入されて、時の政権勢力や行政権力が教育を直接支配できるようにしています。さらに、新たな「教育振興計画」は、政府・地方自治体が教育内容・教育財政の両面から教育を直接支配する強力な道具となるものです。

第3は、義務教育における教育の機会均等を保障すべき国の責任をあいまいにし、地方へのしわ寄せができるようにしていることです。「最終報告」は、「教育行政」の項から「教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない」をまるごと削除し、「義務教育」の項で「国及び地方公共団体は、・・・適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う」としています。これはまさに、「構造改革」の地方へのしわ寄せを合法化・恒久化するものです。

以上述べた以外でも、義務教育年限（現行9年）の削除が義務教育段階からの「エリート」育成をねらうものであること、「目標」では男女平等を標榜しながら教育における男女平等の具体化である「男女共学」を削除していることなど、「最終報告」にはきわめて重大な問題が山積していることを指摘しておきます。

今日、格差や貧困の広がりの中で教育に求められているのは、一人ひとりの子ども・青年を大切に、その発達・成長を援助することです。まさに憲法・教育基本法、子どもの権利条約の理念と原則を具体的に生かすことこそ最優先の課題となっているときに、「戦争する国の人づくり」のために教育基本法を改悪することなど、断じて許すことはできません。日高教は、憲法闘争と固く結合し、与党がねらう「最終報告」にもとづく改悪法案の提出を許さないために、父母・国民とともに全力をあげることを表明するものです。

以上